

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

伊勢崎市は、関東平野の北西部、群馬県の南東部に位置し、市域の南部を流れる利根川を隔て、埼玉県と隣接している。面積は139.44平方キロメートルで、その大半が強固な地盤上の平地となっている。

本市の人口は、令和7年2月1日時点において、211,887人で、県内では4番目の人口を有している。また外国人住民数が県内では最も多く、同時点で16,450人となっている。「年齢別人口統計調査」における年齢3区分別人口では、令和6年3月31日時点で、年少人口（0～14歳）が12.2%、生産年齢人口（15～64歳）が62.1%、老年人口（65歳以上）が25.7%となっている。「伊勢崎市人口ビジョン」による将来人口の推計では、全体としては緩やかな高齢化の進行と人口の減少が見込まれている。

本市は、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産「田島弥平旧宅」が所在するように古くから養蚕・蚕種製造業が盛んであり、また伝統織物「伊勢崎銘仙」や「伊勢崎絰」でも知られている。このように、かつては繊維産業等の労働集約的な軽工業が産業の中心であったが、日本全体の産業構造の変化に伴い、繊維産業を支えた優れた製造技術を基盤として機械器具製造業等の重工業へと柔軟に移行し、今日まで飛躍的な発展を遂げてきた。市域を横断する北関東自動車道を介して関越自動車道、東北自動車道と接続しているほか、一般国道354号東毛広域幹線道路や、一般国道17号上武道路などの主要幹線道路の整備が進んでおり、東京をはじめとする県内外各地へのアクセスが良く、自動車交通の利便性に優れている。この優れた立地的優位性を生かして、市内に17の工業・流通団地を整備し、製造業を中心に各種産業の集積が進んでいる。

「2023年経済構造実態調査 製造業事業所調査」によれば、本市の製造品出荷額等は約1兆2,000億円で、全国の市町村では第55位、北関東では第5位、県内においても太田市に次ぐ第2位となっており、全国でも有数の工業都市としてその地位を確立している。工業・流通団地に属さない区域にも、近隣の太田市、前橋市、高崎市へ部品供給を行う中小企業・小規模企業が多く存在し、各々が補完し合うというものづくりの良好な循環性が形成されている。

また、商業・サービス業にも目を向けると、近年では郊外型の大規模店舗や複合型商業施設の出店が目立つ一方、従前から伊勢崎駅や境町駅などの駅周辺地区においては、個人商店を中心とした大規模な商店街が形成されており、本市経済を支える大切な役割を果たしている。

こうした現状を踏まえ、本市では先端設備の導入による中小企業・小規模企業にお

ける前向きな設備投資や賃上げを後押しし、ひいては労働生産性の向上へとつなげるため、本導入促進基本計画を策定する。

（２）目標

本計画の策定により、年間あたり、４０件の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

本計画の策定により、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

事業者の形態や業種により、導入する先端設備は異なることが予想されることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

多くの事業者が計画策定の恩恵を享受できるよう、本計画の対象地域については特段の制限を設けず、本市の全区域を対象とする。

（２）対象業種・事業

多くの事業者が計画策定の恩恵を享受できるよう、本計画の業種・事業については特段の制限を設けず、全ての業種・事業を対象とする。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。